

迅速裁判条項の保護利益に関する判例法理の 2つの潮流

原 田 和 往

はじめに（承前）

本稿は、公訴時効制度の存在理由として主張されている諸事由について、同制度による一律的な対応以外の、具体的な事案における法的対応のあり方を模索するという、前稿と同一の問題意識にもとづいている⁽¹⁾。具体的には、時の経過に伴う証拠の散逸等による防御上の不利益について、憲法37条1項の迅速な裁判の保障による対応の可否を検討することを目的として、関連する比較法的知見を得るために、引き続き、アメリカ合衆国憲法修正6条の迅速裁判条項（以下、単に「条項」とする場合がある）に関する判例法理の展開を追うものである。

前稿で取り上げた時期において、判例法理は、1905年の Beavers 判決を皮切りに、その後、修正6条の保障する他の権利の場合に比べて緩慢ではあったが、1967年の Klopfer 判決により条項の州への適用が認められ、遂には、続く2つの判決において、条項違反との判断が示される、という展開をみせた。しかし、そのうちの1つ、1970年の Dickey 判決において Brennan 裁判官が、迅速裁判条項について確立した判断といえるのは、それが基本的な権利であるというものの以外にない、と述べているように、その成果は、権利の輪郭が明らかになったという程度にすぎず、判断枠組みの早急な確立が要請される状況であった。

(1) 原田和往「迅速裁判条項に関する判例法理の初期展開」岡山大学法学会雑誌61巻3号1頁（2012）。

他方、当時、連邦最高裁判所の指針を欠いた状態で、下級裁判所の条項違反に関する判断も錯綜していたため⁽²⁾、司法的対応だけでは限界があるとみて、迅速裁判を実現するために立法的措置を講ずる動きもみられた⁽³⁾。起訴、公判等について、日数又は月数を単位とする一定の期間制限を設け、期間制限違反に対する制裁として公訴を棄却する、という、これらの試みは、1967年に示されたアメリカ法曹協会（ABA）の迅速な裁判に関する基準を範とするものであり⁽⁴⁾、1971年1月には、第2巡回区連邦控訴裁判所が関連する規則を制定するなど、その支持を広げていた。

連邦最高裁判所の判断が、遅延によって被告人の利益が侵害されたか、という観点からのものであるのに対し、これらの立法的措置は、被告人の権利保護の実効性確保を直接の目的とするものではなく、迅速な裁判及び迅速な処罰を実現し、犯罪の抑止効果を高める、という刑事司法の効果的及び効率的運用という観点からの取組みであった⁽⁵⁾。これらは、連邦最高裁判所の判

(2) 当時の下級裁判所は、条項違反の判断に関して、「遅延の程度」、「遅延の原因」、「権利の主張又は遅延に対する異議申立ての有無」、「遅延による不利益」を総合的に勘案するという点では、概ね一致していた。しかし、各要素の意義（例えば、「遅延による不利益」を条項違反の主張の前提要件と位置付けるか否か、また、その証明責任の所在）については、様々に立場が分かれていた。See John C. Godbold, *Speedy Trial — Major Surgery for a National Ill*, 24 ALA. L. REV. 265, 270 (1971); Note, *The Impact of Speedy Trial Provisions: A Tentative Appraisal*, 8 COLUM. J.L. & SOC. PROB. 356, 358 (1972) [hereinafter cited as *The Impact*].

(3) これに関して、田宮裕『刑事手続とデュープロセス』286頁以下（有斐閣、1972）（初出・警察研究35巻2号33頁以下（1964））も参照。

(4) ABAの基準は、当初はあまり注目されず、これに同調する動きもみられなかったといわれている。Note, *Speedy Trial: A Constitutional Right in Search of Definition*, 61 Geo. L. J. 656, 662 (1973) [hereinafter cited as *Search of Definition*]. ABAの基準については、渥美東洋「高田事件判決の研究」判例タイムズ287号75頁以下（1971）に詳細な紹介がある。

(5) *The Impact* *supra* note 2 at 369; Comment, *Speedy Trials and the Second Circuit Rules Regarding Prompt Disposition of Criminal Cases*, 71 COLUM. L. REV. 1059, 1062 (1971). なお、1970年8月のアメリカ法曹協会における講演会において、当時の連邦最高裁判所の長官であった Burger 裁判官は、刑事司法関係の人的及び物的資源の増強が認められれば、正式起訴から60日以内に事件を処理し、犯罪発生率を劇的に下げることができるとして、迅速な裁判と犯罪の抑止の関係を強調している。Burger, *The State of the Judiciary — 1970*, 56 A.B.A. J. 929, 932 (1970).

これらに示される、犯罪抑止のための迅速な裁判の実現という発想は、「保釈され公判

例法理よりも明確な指針を示すものであったが、他方で、厳格すぎる時間制限が被告人に不当に有利な条件での有罪答弁の増加を招いている等の問題も指摘されていた⁽⁶⁾。

このような状況で迎えた1971年開廷期において、連邦最高裁判所は、迅速裁判条項の判例法理にとって重要な意義を持つ2つの判断——Marion判決とBarker判決——を下す。後者は、迅速裁判条項違反の判断基準を明らかにしたものとして、我が国においても著名であるが⁽⁷⁾、前者も、対象となる手続の範囲について、連邦最高裁判所の立場が明らかにされたものであり⁽⁸⁾、いずれも確立した先例となっている。本稿においては、これらの判決について、前稿で得られた視座——条項の趣旨における防御権の保護の位置付けと条項の対象の解釈との関連性、迅速な裁判の保障と出訴期限制度との関係等——にもとづき、検討を加えることにしたい。

を待っている被告人による犯罪を、身柄拘束という方法以外で解決すること」を目的とする、1974年の迅速裁判法へと受け継がれて行く。同法について、その制定経緯を含めて紹介したものとして、原田國男「Speedt Trial Act 1974」アメリカ法 [1978] 98頁 (1978) がある。また、荒木伸怡『迅速な裁判を受ける権利』56頁以下 (成文堂, 1993)、畑博行「迅速な裁判を受ける権利」『榎原猛先生古稀記念論集 現代国家の制度と人権』322頁以下 (法律文化社, 1997) 参照。

(6) *The Impact supra note 2 at 392.*

(7) 例えば、藤永幸治「迅速な裁判を受ける権利——高田事件最高裁判決と、パーカー事件米連邦最高裁判決との比較を中心に——」同『現代検察の理論と課題』15頁以下 (信山社, 1993) (初出・警察研究44巻3号3頁 (1973))、荒木伸怡「アメリカにおける『迅速な裁判』」ジュリスト602号68頁 (1975)、時武英男「迅速な裁判を受ける権利——パーカー事件判決とその批判を中心として——」鈴木茂嗣編代『平場安治博士還暦祝賀 現代の刑事法学 (下)』185頁以下 (有斐閣, 1977)、坂口裕英「迅速な裁判」『英米判例百選 I 公法』178頁 (有斐閣, 1978) 等がある。

(8) Marion判決に関する邦語文献としては、亀井源太郎「アメリカ合衆国における公訴時効制度」同『刑事立法と刑事法学』166頁 (弘文堂, 2010) (初出・刑事法ジャーナル18号36頁 (2009)) がある。

I 条項の対象範囲の確定にあたって —— Marion判決⁹⁾

1 事実の概要

被告人 Marion と Cratch は、家庭用の防犯・防災装置等の販売、設置に携わっていたが、その事業はやがて詐欺行為による大量の損害賠償請求訴訟に直面し、1967年2月6日に連邦取引委員会の排除措置命令を受け、終焉を迎える。その後も被告人らには社会的悪評がつきまとい、1967年9月から10月には、ある新聞紙上に、被告人らの会社を含めた修繕業等の実態に関する特集が組まれた。そして、連邦検察官の談話として、これらの事業に関する刑事訴追がまもなく行われる予定である、と報じられた（なお、その談話の中で、被告人らの会社の名があげられていたわけではないが、一連の記事では言及されていた）。

実際、これらの消費者詐欺事件のために、1967年10月に大陪審が招集された。しかし、この時点では、被告人らに対する正式起訴状は発付されなかった。また、1968年8月から1969年1月にかけて、被告人らは、連邦検察官の要請を受けて、何度か業務に関する記録を送付し、事情聴取にも応じるなどしていたが、結局、被告人らに対する正式起訴状が発付されたのは、1970年4月21日のことであった。正式起訴状には、郵便詐欺、通信詐欺等の19の訴因があり、1965年9月3日から1966年1月19日の行為が対象となっていた。

被告人らは、本件の訴因の場合、数年前の膨大な数の行為及び会話に関する記憶が必要となるところ、本件の訴追手続は合理的な期間内に開始されて

9) United States v. Marion, 404 U.S. 307 (1971). White 裁判官執筆の法廷意見 (Burger 長官, Stewart, Blackmun 各裁判官同調) のほか, Douglas 裁判官の結論同意意見 (Brennan, Marshall 各裁判官同調) がある。

ちなみに、1971年開廷期の開始前に、Black と Harlan が退いており、Marion 判決が言い渡された1971年12月の時点では、後任の2名の裁判官 —— Rehnquist と Powell —— は、まだ、就任式を終えていなかった。そのため、本件に関与した裁判官は7名となっている。この間の事情については、ボブ・ウッドワード＝スコット・アームストロング (中村保男訳) 『プレザレン —— アメリカ最高裁の男たち』(TBS ブリタニカ, 1981) 211頁以下参照。

おらず、修正5条の適正手続条項及び修正6条迅の迅速裁判条項に違反するものである、と主張した。これに対し、訴追側は、人員不足のほか他事件の捜査との兼ね合い等の釈明を行ったが、連邦地方裁判所は、一連の記事が掲載された1967年には訴追側が本件に関する事実を認識していたのは疑いがないのであるから、本件の訴追は遅くとも1968年初頭になされるべきであったといえ、約3年の遅延によって本件の防御活動が著しく阻害されたといわざるを得ないとして、迅速な訴追手続の欠如を理由に公訴を棄却した。そこで、訴追側が直接上訴を申し立てた⁽¹⁰⁾。

2 法廷意見

(1) 総 説

法廷意見は、まず、犯罪の行為の時点から正式起訴状の提出まで約3年が経過していることにより、憲法上、公訴棄却 (dismissal of a federal indictment) が要請されるか、というのが本件の問題であるとした。その上で、条項の対象について、その範囲は、被告人と目される者 (putative defendant) が、何等かの手続等により「正式に刑事手続の対象」となった後に限られる、との解釈を示し、その根拠について以下のように説示した。

修正6条は、「すべての刑事上の訴追において、被告人 (accused) は、迅速な公開の裁判を受ける権利を有する」と規定している。その文言からして、同条項は、刑事上の訴追が開始された後にのみ適用があり、当該訴追手続において、「accused」となった者を保護する趣旨と解される。つまり、迅速裁判条項は、未だ「accused」にはなっていない者を保護するものではなく、また、訴追機関に対して、一定の期間内に、犯罪を発見、捜査し、訴追することを要請するものでもない⁽¹¹⁾。

迅速裁判条項の制定に関する歴史的資料は乏しく、本件の問題の解決に資するものはない。そのため、当時の状況からして「accused」という規定の文

(10) United States v. Marion, 404 U.S. at 308-310.

(11) *Id.* at 313.

言が当該条項の趣旨を正確には反映していない可能性がある、あるいは、訴状が提出されるまでの長期の遅延によって訴追が制限されるというのが制定当時の支配的な見解であったことを示す傍証がある、といった事柄は注目に値しない。これに対しては、訴追が開始される前の遅延に対する保護も企図していたのであれば、起草者の文言の選択はあまりに不適切であること、及び、もっぱら訴追が開始される前の遅延が問題となった場合に、迅速裁判条項を唯一の根拠として、有罪判決を破棄あるいは公訴を棄却した連邦最高裁判所及び控訴裁判所の先例は殆どない、ということを指摘すれば足りる⁽¹²⁾。

また、合衆国憲法及び州憲法の迅速な裁判の保障を担保するために、立法的措置等が様々に講じられているが、そこには、当該保障は逮捕又は起訴された者にのみ及ぶ、というのが共通理解であることが端的に示されている⁽¹³⁾。なお、連邦法上は、そのような制定法の規定は存在しないが、連邦刑事訴訟規則48条(b)においては、「大陪審に対する被疑事実の提示、若しくは地方裁判所に答弁することを求められた被告人に対する略式起訴の提起が不必要に遅延し、又は被告人を公判に付することが不必要に遅延した」場合、裁判所は正式起訴等を棄却することができる旨規定されており、その対象は逮捕後の段階に制限されている⁽¹⁴⁾。

このようにして、法廷意見は、まず、被告人らの主張について、迅速裁判条項に関する立法及び司法の現状と整合していないことを指摘した。続いて、条項の趣旨の観点から、その対象範囲に関する被告人らの主張が検討されているが、そこでの法廷意見の説示は、先例に比して相当踏み込んだものとなっている。

(12) *Id.* at 314-315.

(13) *Id.* at 319.

(14) *Ibid.* なお、連邦刑事訴訟規則48条(b)の概要については、三浦守「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説（その一八）」判例タイムズ841号33頁以下（1994）も参照されたい。

(2) 迅速裁判条項が保護しようとする利益

まず、法廷意見は、従前の連邦最高裁判所の判示が、被告人らの主張の論拠となり得ることを認めた。すなわち、先例において、条項の趣旨は、(i)不当且つ過酷な公判前の身柄拘束を予防し（以下、「(i)身体の自由の保護」、あるいは単に「(i)」とする場合がある）、(ii)公訴（public accusation）に伴う精神的負担を最小限に抑え（以下、「(ii)精神的自由等の保護」、あるいは単に「(ii)」とする場合がある）、(iii)長期間の時の経過が被告人の防御に不利益を与える可能性を制限する（以下、「(iii)防御権の保護」、あるいは単に「(iii)」とする場合がある）ことであるとされてきたが⁽¹⁵⁾、少なくとも(iii)の点は、正式起訴より前の段階における遅延との関係でも問題となる。

このように述べて、被告人らの主張に一応の根拠があることを認めながらも、法廷意見は、従前、並列的に扱われてきた(i)(ii)(iii)の関係について、「迅速裁判条項が防ごうとしている害悪は、被告人の防御に対する潜在的又は現実の不利益とはかけ離れたものである」とし、(i)身体の自由の保護、(ii)精神的自由等の保護を中心に据える立場にたつことを明らかにした⁽¹⁶⁾。その上で、逮捕が行われた場合、後に保釈が認められたとしても、(i)(ii)との関係で制約が現実のものとなるため、逮捕の時点は条項の対象に含まれる、との解釈を示した。しかし、それより前の段階については、そこでの遅延により、証拠が散逸するなど防御上の不利益が生ずる可能性はあるものの、およそ遅延というものには——その長短にかかわらず——、この類の不利益の虞が内在しており、また、同様の不利益は訴追側にも生じ得るのであるから、(iii)のみを理由として、条項の対象範囲を拡張することはできないと述べて、条項の対象範囲を逮捕又は起訴等の正式な訴追手続開始以降に限定する見解に依ることを明らかにした⁽¹⁷⁾。

(15) United States v. Marion, 404 U.S. at 320 (citing United States v. Ewell, 383 U.S. 116, 120 (1966)).

(16) United States v. Marion, 404 U.S. at 320.

(17) *Id.* at 321.

(3) 防御上の不利益への対応

上記のとおり、法廷意見は、条項の対象範囲を限定的に解釈したが、その範囲外において、時の経過による防御上の不利益が生じる可能性を否定しているわけではない。そこで、若干ではあるが、正式な訴追手続開始前の遅延（以下、単に「訴追前の遅延」とする場合がある）による防御上の不利益への法的対応について、以下のような検討を加えている。

Ewell 判決で指摘したとおり、遙か昔の犯罪行為による訴追に対しては、出訴期限制度が第一次的な保護を与えている⁽¹⁸⁾。同制度は、刑事司法制度の運用に係る訴追側の利益と、刑事裁判を受ける被告人の利益に対する、立法府の評価を示したものと見える。そこでは、明確なかたちで時間制限が設けられており、その時点以降は、被告人の公正な裁判を受ける権利は侵害されたものとみなされる。前年1970年の Toussie 判決で説示したように、「出訴期限制度の目的は、刑事訴追に晒される期間を、立法府において刑事制裁の対象と定められた行為発生後の一定期間に制限する、ということにある。斯かる時間制限は、基本的な事実関係が曖昧になる程に時が経過した後で、訴追に対して防御しなければならない個人を保護すること、並びに、遙か昔の行為を理由とした処罰の危険性を最小限に抑えることにある。また、このような時間制限には、法執行機関に対して被疑事実の捜査を迅速に行わせるという有益な効果も期待できる」のである⁽¹⁹⁾。

出訴期限制度は、このように、時の経過に伴う諸々の潜在的な不利益から被告人を保護することを目的としているが、しかし、所定の期限内に危惧される不利益が現実のものとなる場合もあり、その保護は万全ではない。これに関して、Brady 判決等に照らせば、本件の訴追前の遅延が、不正な目的のために訴追側が意図的に惹起したものであり、これにより被告人の公正な裁判を受ける権利が著しく侵害されたことが明らかにされれば、修正5条の適正

(18) *Id.* at 322 (citing *United States v. Ewell*, 383 U.S. at 122).

(19) *United States v. Marion*, 404 U.S. at 323 (citing *Toussie v. United States*, 397 U.S. 112, 114-115 (1970)).

手続条項により公訴棄却 (dismissal of the indictment) が要請される、という点は、訴追側も承認している⁽²⁰⁾。しかし、他方で、必要最小限度の遅延によっても防御上の不利益が現実には生ずる可能性があることは否定できない。また、遅延により防御上の不利益が生じた場合すべてにおいて、手続の打ち切り (abort a criminal prosecution) が要請されるとは考えられない。司法の健全な運用と、被告人の公正な裁判を受ける権利とを調和させるには、個々の事案において、具体的な事実関係に則した慎重な判断が必要となる。そのため、そのような判断が求められていない本件において、これ以上、先取りして詳述するのは適当ではない⁽²¹⁾。

このように述べて、法廷意見は、訴追前の遅延につき、証拠開示における検察官の不正行為を規律する判例に倣って対応する構えをみせながらも、同時にその修正の必要性も示唆している。しかし、その詳細については、将来の検討に委ねられることになった。

(4) 本件におけるあてはめ

迅速裁判条項の対象範囲等について上記のように判示した上で、法廷意見は、次のように述べて、本件の遅延が憲法に違反するという被告人の主張を斥けた。

まず、本件では、逮捕は行われていないため、迅速裁判条項の対象となる

(20) United States v. Marion, 404 U.S. at 324 (citing Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963); Napue v. Illinois, 360 U.S. 264 (1959)). Brady 判決は、訴追側は、公正な裁判を保障する適正手続条項のもと、被告人に有利な証拠を開示する憲法上の義務があると判示したものであり、その背景には検察官の意図的な不正行為の是正に関する先例の積み重ねがあると指摘されている。酒巻匡『刑事証拠開示の研究』191頁以下 (弘文堂, 1988)。Brady 判決及び関連判例については、酒巻・同190頁以下のほか、渥美東洋「刑事訴訟の新たな展開 —— 日米の証拠開示を一例にして —— (上)」法曹時報29巻6号14頁以下 (1977)、伊藤睦「被告人に有利な証拠を得る権利」『小田中聡樹先生古稀記念論文集 民主主義法学・刑事法学の展望 上巻』266頁 (日本評論社, 2005)、三明翔「憲法上要求される証拠開示 —— 合衆国最高裁における Brady 法理の形成と発展」大学院研究年報 (法学研究科篇) 39号229頁 (2010) 等を参照されたい。

(21) United States v. Marion, 404 U.S. at 324-325.

のは、1970年4月21日の正式起訴以降の手続である。そして、訴追の対象となっている犯罪の発生から正式起訴まで、約3年2ヶ月が経過しているが、これは所定の出訴期限内に収まっている。また、正式起訴から約1ヶ月半後の1970年6月8日には、連邦地方裁判所によって公訴棄却の判断が示されているため、正式起訴以降の僅かな時の経過にもとづいて迅速裁判条項違反を認めることはできない。次に、適正手続条項との関係であるが、防御上の具体的な不利益の主張乃至証明はなく、また、訴追側が不正な目的のために意図的に遅延を生じさせたことについての証明もない。被告人らの主張は、およそ遅延というものに潜在的に認められる不利益を唯一の根拠とするものであり、出訴期限制度の存在に鑑みれば、斯かる潜在的な不利益だけでは、公正な裁判を受ける権利に対する侵害、及びそれを理由とする公訴棄却を正当化することはできない。今後、遅延による具体的な不利益が主張及び証明されることがあるとしても、少なくとも現時点では、適正手続条項違反の主張は認められない⁽²²⁾。

このようにして、法廷意見は、迅速な訴追手続の欠如を理由に公訴棄却を認めた連邦地方裁判所の判断を破棄した。

3 結論同意意見

これに対し、Douglas 裁判官は、憲法違反は認められないとの結論には同意しながらも、正式な訴追手続開始前の段階が迅速裁判条項の対象範囲に含まれるかという問題について、大要、次のように述べて、法廷意見を批判した⁽²³⁾。

確かに、修正6条は、「accused」に対し、迅速な公開の裁判を受ける権利を保障している。しかし、この「accused」という文言は、単に、訴追側の遅延に対する異議申立て適格 (standing to complain) を意味しているにすぎないと解される。迅速な裁判を受ける権利は、迅速に公判にかけられる権利で

⁽²²⁾ *Id.* at 326.

⁽²³⁾ *Ibid.*

あり (the right to be brought to trial speedily), 正式な訴追手続開始後の遅延と同様に, その開始前の遅延も, 迅速裁判条項との関係で問題になると思われる。

訴追前の遅延を迅速裁判条項の問題ではないとする立場は, 次の2点で, 迅速な裁判の保障に関する歴史に反する。まず, 第1に, イギリスの裁判所においては, 遅延の点が, 訴追を認めるか否かを判断する際に考慮されていた, という事実である。例えば, 訴追前の約2年の遅延が問題となった事案において, 裁判所は, 「このように時間が経過した後で, 個人を裁判にかけることは非道な所業である。遙か昔の行為について, その者は如何にして弁明ができるのか。仮に, 犯罪を犯したとされる者をその翌日に告発するのであれば, その者は, 使用人や家族をして, その時, 彼が何処にいて何をしていたかを証言させることができるであろう。しかし, 告発が1年又はそれ以上行われなければ, いったいどうやって身の証を立てることができるのか。このような訴追が許容されてしまつては, 何人の生活も安全とはいえない。」と判示している⁽²⁴⁾。第2に, 18世紀のイギリスにおける訴追の手続が, 一般的に, 今日我々のものとは全く異なっているという事実である。アメリカの植民地に継受された当時の訴追方式は, 通常の犯罪については, 国王の名のもとに, 犯罪の被害者等の私人が行うというものであった。そこでは, 訴えの提起により刑事訴追が開始され, 訴追又は身柄を拘束されるべきではない理由を提示させるために, 被告人が連行されるということになっていた。この方式においては, 正式な起訴に先立って「accused」となり得たのである⁽²⁵⁾。

迅速な裁判を受ける権利は, Klopfer 判決にあるように, 修正6条が保障しているその他の権利と同様に, 基本的なものである。迅速裁判条項は, (i) 不当且つ過酷な公判前の身柄拘束を予防し, (ii) 公訴に伴う精神的負担を最小限に抑え, (iii) 長期間の時の経過が被告人の防御に不利益を与える可能性を制

(24) *Id.* at 328-329 (citing *Regina v. Robins*, 1 Cox's C.C. 114 (1844)).

(25) *Id.* at 329. なお, 18世紀のイギリスの刑事手続については, 鯉越溢弘『刑事訴追理念の研究』30頁以下及び47頁以下 (成文堂, 2005), 栗原真人『一八世紀イギリスの刑事裁判』75頁以下 (成文堂, 2012) を参照。

限し、被疑者・被告人の利益を保護するものである。また、これに加えて、犯罪抑止のための効果的な訴追等の社会的利益の保護も目的としている。これらの利益の中には、刑事手続の如何なる段階でも、その侵害が懸念されるものもある⁽²⁶⁾。例えば、公訴に伴う精神的負担は、未だ正式な訴追手続の対象とはなっていない者についても危惧される。誹謗中傷に晒されている市民に対し、裁判において自らを弁明する機会が直ちに与えられないのであれば、迅速な裁判を受ける権利は、結局のところ、否定されているといわざるをえない⁽²⁷⁾。また、訴追前の遅延によって、重要証拠の散逸等の深刻な防御上の不利益が生ずる場合がある。コロンビア特別区巡回区控訴裁判所の Wright 裁判官が述べているように、「特定の犯罪により刑事手続の対象とされた者は、少なくとも、被疑事実に関する記憶を喚起する等防御の準備に着手することができる。しかし、正式な訴追手続が開始されていない場合、訴追機関が整然と立件に向けて準備を整えられるのに対し、潜在的な被告人は、防御の手立てを失うのみである」⁽²⁸⁾。更に、迅速な刑事裁判の実現という憲法上の要請について、訴追機関がその義務の発生時期を決定できるとあっては、その意義は殆ど失われることになる。迅速な裁判を受ける権利が相対的なものであり、遅延と両立するものであるとしても、正式な訴追手続開始の前後を問わず、不合理な遅延は許容されるべきではない⁽²⁹⁾。

また、法廷意見の解釈は、修正6条の保障する他の権利に関する当裁判所の先例からも支持し得ない。例えば、Miranda 判決において、当裁判所は、身柄拘束中の被疑者に対して、取調べに先立ち、弁護人の援助を受ける権利等の告知をしなければならないと判示したが、その前提として逮捕又は正式起訴が行われている必要があるかどうかは、検討されていない。そして、現に、Orozco 判決において、逮捕が行われていない場合にも、同判決の法理が適用されるとの判断が示されている。迅速裁判条項についても、同様に、釈

⁽²⁶⁾ United States v. Marion, 404 U.S. at 330.

⁽²⁷⁾ *Id.* at 331.

⁽²⁸⁾ *Id.* at 331 (citing *Nickens v. United States*, 323 F. 2d 808, 813 (1963)).

⁽²⁹⁾ United States v. Marion, 404 U.S. at 331-332.

明の余地がない又は正当化し得ない場合には、正式な訴追手続開始前の遅延であっても、迅速な裁判を受ける権利の侵害にあたる、と判断すべきである⁽³⁰⁾。

このように、結論同意意見は、正式な訴追手続開始前の段階が迅速裁判条項の対象範囲に含まれないとする法廷意見を批判した上で、Dickey 判決で示された Brenna 裁判官の意見の方が憲法上の基本的な権利に関する解釈として相応しいと宣言している⁽³¹⁾。但し、本件については、限界事例であるとの警鐘を鳴らしつつも、被害者は広範囲に分散しており、詐欺的な企図の全容を把握するためには時間が必要であり、拙速な判断は組織的な犯罪を企図する者を不当に利することになる等として、現時点で条項違反と認定することを躊躇い、結論的には、法廷意見に同意している⁽³²⁾。

4 小 括

前稿において示したとおり、迅速裁判条項の対象については、その範囲を逮捕又は起訴等の正式な訴追手続開始以降に限定するかどうかをめぐって、実務上及び学説上、論争が繰り広げられてきたが⁽³³⁾、本判決によって、一応の終止符が打たれることとなった。

確かに、結論同意意見において、3名の裁判官が、法廷意見の解釈に反対であるとの立場を明確にしており、この点は、4対3の僅差の判断となっている⁽³⁴⁾。だが、その対象を訴追前に拡げる必要があるとして、具体的にどの

(30) *Id.* at 332-333 (citing *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436, 444 (1966); *Orozco v. Texas*, 394 U.S. 324, 327 (1969)). これらの判決については、小早川義則『ミランダと被疑者取り調べ』(成文堂, 1995) 55頁以下及び147頁以下を参照。

(31) *United States v. Marion*, 404 U.S. at 334 (citing *Dickey v. Florida*, 398 U.S. 30, 51-52 (1970)). なお、Brennan 裁判官の同意意見については、原田・前掲注(1)23頁以下参照。

(32) *United States v. Marion*, 404 U.S. at 335.

(33) 原田・前掲注(1)36頁以下。

(34) 荒木・前掲注(5)37頁以下は、この結論は、4対3の僅差の判断であり、検討の余地があるとして、結論同意意見と同旨の批判を展開している。

時点までを含めるのかについて、結局、結論同意意見においては具体的な解釈は提示されていない。その後半部分で、Dickey 判決における Brennan 裁判官の意見を引用し、これを支持する構えをみせてはいるものの、その引用の仕方からすると、同裁判官の提示した「訴追の決定がなされ、逮捕又は起訴のための十分な証拠が揃った時点以降」との解釈を採用する、というところまでは、足並みを揃えることができなかったようである⁽³⁵⁾。これに対し、法廷意見は、条項の趣旨については、(i)身体の自由の保護、(ii)精神的自由等の保護を中心に据える立場にたち、条項の対象範囲は、その侵害の虞が認められる逮捕又は起訴以降に限定されとの解釈を示した⁽³⁶⁾。そして、これより前の、(i)(ii)の制約乃至侵害がない段階における、(iii)防御権の保護は、迅速裁判条項の問題ではなくではなく、第一次的には出訴期限制度によって、場合により、修正5条の適正手続条項によって対応すべきものである、としている。

結局、本判決の前年の Dickey 判決の同意意見において Brennan 裁判官がその採用に待ったをかけたものの、短期間では、これに代わる解釈を提示できず、対象となる手続の範囲に関する当時の多数説が採用されることになったといえる。但し、法廷意見は、結論同意意見からの批判に殆ど応えていない。そして、その論旨は、もっぱら、(i)(ii)が条項の主たる目的であるとの見解を基礎に、出訴期限制度及び適正手続条項という他の対応措置の存在を加味するかたちで展開されているが、このうち、前者については、直後の Barker 判決において、正反対の見解が提示されることになる。

(35) United States v. Marion, 404 U.S. at 334. 結論同意意見が引用している説示は、「遅延の理由」及び「遅延による被告人の利益侵害」に関するものである。Dickey v. Florida, 398 U.S. at 46.

(36) なお、逮捕の時点を含めるべきとする点は、既に1959年の Smith 判決の傍論で示唆されていた。Smith v. United States, 360 U.S. 1 (1959). 同判決については、原田・前掲注(1)9頁以下参照。

Ⅲ 条項違反の判断基準の定立にあたって —— Barker判決⁽³⁷⁾

1 事実の概要

1958年6月、ケンタッキー州において不法侵入者による老夫婦殺害事件が発生し、間もなく本件の被告人 Barker が、共犯者とされる Manning と共に、殺人容疑で逮捕され、同年9月15日、大陪審によって正式起訴された。Barker に対する公判は、当初、同年10月21日に行われる予定であった。しかし、現状のままでは、Barker を有罪とすることは難しいと判断した訴追側は、まず、犯行を否認しているものの、比較的証拠が強固と思われる Manning の裁判を先行させ、同人に対する有罪判決を得て、自己負罪の責を払拭した後で、その証言によって Barker の有罪判決を得るという戦略をとることにした。そこで、Manning に対する公判が開始された時点で、訴追側は、Barker に対する公判の延期を申し立てた。これに対し、Barker は何ら異議を申し立てなかった。

しかし、訴追側の予期に反し、Manning の裁判は難航した。最初の裁判は、評決の不一致で審理のやり直し、2回目、1審は有罪としたが、違法収集証拠の採用を理由に控訴審がこれを破棄、3回目も1審は有罪としたが、裁判地の変更不許可が不当であるとして、またも控訴審で破棄され、4回目は、再び評決の不一致に終わった。5回目の裁判で、ようやく、被害者のうち1名に対する謀殺の罪で、そして、起訴から約4年が経過した1962年12月、6回目の裁判によって、残る1名に対する謀殺の罪についても有罪判決が得られた。なお、この間、Barker の公判については、訴追側の申立てにより、機械的に延期が繰り返されていた（延期の申立ては、計16回に及んだ）。

一方、Barker は、約10ヶ月間、身柄を拘束されていたが、1959年9月開廷期への公判の延期が決定された際に、5,000ドルの保証金で保釈され、その

⁽³⁷⁾ Barker v. Wingo, 407 U.S. 514 (1972). Powell 裁判官執筆の法廷意見（裁判官全員一致）のほか、White 裁判官の同意意見（Brennan 裁判官同調）がある。

後、身柄拘束を受けることはなかった。また、弁護人が選任されていたものの、訴追側の延期の申立に対して、当初は、異議を申し立てなかった。しかし、1962年2月、訴追側の12回目の延期の申立に対し、Barker は、弁護人を通じて、異議を申し立て、公訴棄却を求めた。この申立ては程なく斥けられたが、その後の2回の延期については、異議申立てを行わなかった。

訴追側は、1963年2月、Manning の裁判終了後に迎える最初の開廷期において、Barker に対する公判期日を3月19日に指定するよう求めた。が、結局、有力な証人である当時の主任捜査官の病気という事情があり、Barker の異議申立てにもかかわらず、またも延期が認められた。ところが、次の開廷期になっても、証言が得られる状態になかったため、再度のBarker の異議申立にもかかわらず、公判は、9月開廷期まで延期されることになった⁽³⁸⁾。

上記のような紆余曲折を経て、起訴から約5年が経過した1963年10月9日、ようやく、Barker に対する公判が開かれた。そこで、Baker は、はじめて、迅速な裁判を受ける権利の侵害を主張し、公訴棄却を申し立てた。だが、この申立も斥けられ、公判の結果、Manning の証言もあり、Barker は有罪とされ、終身刑を言い渡された。

これに対し、Barker は、条項違反を主張し上訴したが認められなかったため、連邦地方裁判所にヘイビアス・コーパスの請求を行った。しかし、この請求は斥けられ、控訴も棄却された。その際、第6巡回区連邦控訴裁判所は、その主たる理由として、Barker が、初めて異議を申し立てたのは1963年2月のことであり、それ以前の期間については、迅速な裁判を受ける権利を放棄していたと認められること、最初の異議申立てから公判までは8ヶ月程度であり不当に長期とはいえず、証人の病気という事情は正当な延期理由となること、また、当該遅延によって如何なる不利益をあったのか何ら示していないことをあげていた⁽³⁹⁾。しかし、Barker が最初に異議を申し立てたのは、

(38) なお、その際、裁判所は、次の開廷期に公判が開かれない場合、訴訟不進行 (lack of prosecution) により本件が棄却されると示唆したとされる。Id. at 518.

(39) Barker v. Wingo, 442 F. 2d 1141 (1971).

1963年ではなく1962年の2月であって、最初の異議申立から公判までの期間
は8ヶ月程度ではなく、実際には約20ヶ月であった。この点の控訴審の認定
の誤りもあり、連邦最高裁判所は裁量上告を認めた。

2 法廷意見

(1) 迅速な裁判を受ける権利の特異性

本件で裁判官全員一致の法廷意見を執筆したのは、Marion 判決後に就任し
た Powell 裁判官であった。その冒頭においては、迅速裁判条項について、
従前、連邦最高裁判所の判断が示される機会はあまりなく、それが基本的な
権利であり州にも適用されるとの判断は示されているものの、その侵害の有
無を判断するための基準が定立されていない、との現状認識が披露されてい
る。その上で、法廷意見は、本件において、条項違反の判断基準の定立を試
みると高らかに宣言し、本件の事実経過を確認した後、まず、迅速な裁判を
受ける権利の特異性を次のように説示した⁽⁴⁰⁾。

迅速な裁判を受ける権利は、憲法上保障されているその他の権利とは一般
的に異なっている。第1に、迅速な裁判については、被告人の利益とは別個
独立に、そして、これに反してでも、護られるべき社会の利益が認められる。
迅速な裁判が実現できない場合、例えば、係属事件の過多を解消するため、
不当に有利な条件での有罪答弁が認められるといった事態が生じかねない。
また、保釈から公判までの長期の遅延は、新たな犯罪や逃亡の機会にもなる。
他方で、保釈が認められない場合の遅延は、過剰又は長期収容による関連施
設の環境の悪化及び運営費用の増加という問題を引き起こす。更に、有罪の
場合、逮捕から処罰までの遅延は、罪を犯した者の更生を困難にする。

第2に、当該権利には、その否定が却って被告人の利益になる場合がある
という特異性がある。遅延というものは弁護の常套手段である。犯罪から公
判までの期間が長期化すると、証人が所在不明になったり、記憶が曖昧にな

⁽⁴⁰⁾ Barker v. Wingo, 407 U.S. at 519.

ることがあるが、それが訴追側の証人の場合、挙証責任の所在に鑑みれば、その影響は深刻である。弁護人依頼権や自己負罪拒否特権等とは異なり、迅速な裁判を受ける権利の侵害は、被告人にのみ不利に作用するものではない。

そして、最も重要なのは、迅速な裁判を受ける権利が、他の手続上の権利に比して、曖昧である、という点である。例えば、当該権利については、その侵害の時点を確認に判断することはできない。そのため、弁護人依頼権や陪審裁判を受ける権利等とは異なり、刑事手続のどの時点であれば、当該権利を行使するか、放棄するかを選択を求めることができるのかは、明らかではない。また、例えば、如何なる場合に、どの程度の訴追側の延期の申立てが許容されるかも、諸状況に依るため、広範に一般化することができない。

そして、当該権利の侵害に対しては、その曖昧さゆえに、手続打切り（dismissal of the indictment）という措置が要請される。これは、排除法則や破棄・再審理（a reversal for a new trial）に比べて、実体審理によることなく被告人を放免するという点であまりに重大な帰結をもたらすものである。遺憾ではあるが、しかし、結局のところ、「救済手段としては、これしかないであろう」⁽⁴¹⁾。

(2) 従前の2つの手法の問題点

続いて、法廷意見は、判断基準の提示に先立ち、既存の対応措置について検討し、いずれについても判断を明確、容易にするという利点があるとはしながらも、結論的には、これらを斥けている。

組上にあげられた1つめの手法は、迅速な裁判を受ける権利を、日数又は月数を単位とする一定の期間内に裁判を受ける権利というかたちで定量化するものである。その例として、原則として、逮捕後6ヶ月以内に公判の準備を完了させることを要求し、違反した場合に公訴棄却とする第2巡回区連邦控訴裁判所の制定した規則等があげられている。これについては、裁判所の

(41) *Id.* at 522.

判断を容易且つ明確にすること、及び、州には、合衆国憲法の要請によりよく応えるために斯かる立法的措置を講ずる裁量があることは認めたものの、法廷意見は、迅速な裁判の保障に関して、裁判所に立法作用を営むことが憲法上要請されているとは解されないとして、これを斥けている⁽⁴²⁾。

2つめは、いわゆる要求法理といわれる手法である。但し、法廷意見は、一口に要求法理といっても、原審の判断にみられるような、被告人から迅速な裁判の要求がない限り、権利が放棄されているとみる立場と、権利侵害の有無の判断の際に、被告人からの要求の有無を考慮要素の一つとする立場がある、として両者を区別し、前者を「要求／放棄法理 (the demand-waiver doctrine)」と称して、検討の対象としている。そして、被告人の積極的な行動が見受けられないことから、権利の放棄を推認するという手法が、基本的権利の放棄に関する先例と相容れないというだけでなく⁽⁴³⁾、「要求／放棄法理」は、およそ遅延というものは被告人に有利に作用する、という事実に反する想定にもとづいていると批判した。

しかし、法廷意見は、行使するか、放棄するかを選択を求めることができる時点が明らかではないという権利の特異性に鑑みれば、被告人が、権利の主張について何ら責任を負わないとするのは相当ではないとした。そして、迅速な裁判を実現する責任は、あくまで、裁判所及び訴追機関にあるとしても、被告人の権利主張の有無及び態様は、権利侵害を判断する際の考慮要素となるとして、後者の立場に一定の理解を示した⁽⁴⁴⁾。

(3) 比較衡量基準における各考慮要素の意義

既存の手法を否定した法廷意見は、迅速裁判条項違反の有無は、結局のと

(42) *Id.* at 523.

(43) *Id.* at 525 (citing *Johnson v. Zerbst*, 304 U.S. 458, 464 (1938)). *Johnson* 判決は、同じく修正 6 条の保障する弁護人の援助を受ける権利に関するものである。同判決に関する邦語文献として、渥美東洋「国選弁護権の告知と請求と放棄」比較法雑誌 6 巻 1・2 号 80 頁以下等がある。

(44) *Barker v. Wingo*, 407 U.S. at 526-529.

ころ、事案毎に、訴追側と被告人側双方の事情を総合的に勘案し判断するほかないとした。具体的には、「①遅延の程度」、「②遅延の理由」、「③被告人の権利主張の有無及び態様」、「④被告人の蒙った不利益」という4つの要素を考慮する、比較衡量（balancing test）によるべきであるとの立場を明らかにした⁽⁴⁵⁾。そして、各要素の意義について、次のように説示している。

まず、「①遅延の程度」は、考慮要素の1つであると共に、審査の前提条件として機能する。不利益の存在が推認される程度の遅延と認められなければ、他の要素を考慮する必要はない。しかしながら、不明確な権利であるため、どの程度の遅延であれば、比較衡量による審査が要請されるかは、事案毎に判断せざるを得ない。但し、例えば、一般的な街頭犯罪（street crime）の事案の方が、重大且つ複雑な共謀の事案に比して、許容される遅延の程度は小さいであろう⁽⁴⁶⁾。

次に、遅延を正当化するために訴追側が主張する「②遅延の理由」は、①の要素と密接に関連するものであり、その内容の如何に応じて、比較衡量の際に与えられる重み付けが異なる。例えば、被告人の防御活動を妨害するために、訴追機関が意図的に審理を遅延させたという場合、この要素は、訴追側に非常に不利に考慮される。他方、遅延の最終的な責任は国家側にあるとしても、過失や係属事件の過多といった中立的な理由であれば、訴追側にあまり不利に考慮されるべきではなく、また、所在不明の証人の搜索等の事由は、相応の遅延を正当化する理由となる⁽⁴⁷⁾。

「③被告人の主張の有無及び態様」という要素は、①及び②の要素にも多少は関係するが、「④被告人の蒙った不利益」という要素に特に関連する。勿論、④の要素は、すべての事案で容易に特定できるというものではないが、不利益の程度が甚だしい場合には、権利の主張又は遅延に対する異議申立て

(45) なお、法廷意見は、この比較衡量基準と、Dickey 判決における Brennan 裁判官の同意意見——遅延の原因、遅延の理由、遅延による不利益の3つの要素を考慮すべきと主張——とは、本質的には異なるわけではないとしている。Id. at 530 n. 30.

(46) Id. at 530-531.

(47) Id. at 531.

の態様は強固になると解される。そのため、④の要素に関する判断にあたって、被告人が権利を主張した等の③の要素に関係する事実には、高い証拠的価値が認められる。他方、権利の主張を怠っている場合、被告人にとって、権利侵害の証明は間違いなく難しいものとなる。

4つ目の要素は、「④被告人の蒙った不利益」である。当然のことながら、これは、迅速裁判条項が保護しようとしている被告人の利益という観点から、評価される。当裁判所は、条項の趣旨について、(i)身体の自由の保護、(ii)精神的自由等の保護、(iii)防御権の保護を目的とするものであると判示してきたが、「これらの中で、最も深刻なのは、勿論、最後のものである。というのも、被告人が十分な防御活動をできない場合には、司法制度全体の公正さが損なわれるからである」⁽⁴⁸⁾。

①から④の要素の意義につき上記のように説示し、最後に、法廷意見は、いずれかが必要又は十分条件というわけではなく、これらは相互に関係し、関連するその他の諸々の状況と共に考慮されなければならないと述べている。そして、裁判所には、困難且つ慎重さを要する比較衡量の判断が求められることになるが、その過程においては、被告人の迅速な裁判を受ける権利が、憲法上の基本的な権利であることを忘れてはならない、と説いている。

(4) 本件におけるあてはめ

法廷意見は、まず、「①遅延の程度」につき、逮捕から公判まで5年以上を要しているというのは明らかに異常であり、その程度は審査を進めるのに充分であるとし、「②遅延の理由」に関して、証人の病気という事情だけでなく、共犯者の証言獲得のためという戦略的な目的も、ある程度は、遅延を正当化する事由といえるとした。しかし、本件の場合、前者により正当化され

(48) *Id.* at 532. 防御上の不利益が認められる例として、証人の死亡・行方不明に加え、証人の記憶の減退をあげられている。更には、法廷意見は、何を忘れてしまったのかを証明することは殆ど不可能であるとして、その証明が困難であることを説いている。また、身柄が拘束されると、証拠収集等の防御の準備が大幅に制限されるとして、(i)と(iii)とを関連付けた説明もみられる。*Id.* at 533.

る期間は僅か7ヶ月であり、また、後者については、4年以上というのは許容される限度を超えており、しかも、その遅延の大部分は、訴訟手続を適正に進めることができなかった訴追側に責任があると述べて、①及び②の要素については共に、訴追側の不利に考慮されるとした⁽⁴⁹⁾。しかし、「③被告人の権利主張の有無及び態様」及び「④被告人の蒙った不利益」に関する事情は、上記の要素における訴追側の不利を覆して余りあるとして、法廷意見は、結論としては、条項違反を認めなかった。

まず、「④被告人の蒙った不利益」について、公判前に約10ヶ月間、身柄を拘束されていたこと、及び、保釈後4年以上にわたり不安定な状態に置かれていたこと等から、(i)(ii)の点で一定の不利益を認めることもできるとする。しかし、最も重要である(iii)については、証人の死亡等の主張はなく、また、訴訟記録からは、2名の証人につき記憶の減退が看取されるものの、いずれも些末な点に関するものである等と認定し、結局のところ、本件の遅延による不利益は最小限に収まっている、と判示した⁽⁵⁰⁾。

続いて、法廷意見は、「③被告人の権利主張の有無及び態様」に関して、次のように認定し、被告人が迅速な裁判を望んでいなかったことは明らかであると示した。すなわち、正式起訴の直後から被告人には弁護人が選任されており、訴追側が延期を申し立てたことを認識していたにもかかわらず、1962年2月12日まで、権利の主張と解釈し得る行動は全く存在しない。逆に、記録からは、遅延によって利益を得ることを期待して、訴追側の延期の申立てを黙認していたことが強く推認される。このような消極的な態度に終始したのは、被告人は、Manningが無罪になることに賭けていたためと推認される。評決の不成立という1回目の裁判の結果に示されているように、訴追側の予期に反し、Manningの裁判は難航しており、被告人はManningが無罪となれば、自分が裁判にかけられることはないと考えていたのであろう⁽⁵¹⁾。以上

(49) *Id.* at 533-534.

(50) *Id.* at 534.

(51) なお、法廷意見は、結果論であるとしながらも、仮に正式起訴の直後からBarkerが迅速な裁判を求め、早期にそれが行われていたならば、Manningの証言は得られなかった

の推認は、弁護人も認めるところであり⁽⁵²⁾、更に、1962年2月以降の訴追側の2回の延期の申立てに対して異議を申し立てていないにもかかわらず、Manning が有罪となった後は、訴追側の延期の申立てに対し異議を唱えているという事実によっても裏付けることができる⁽⁵³⁾。

被告人の権利主張がなければ、迅速裁判条項違反は決して認められないという趣旨ではないとしながらも、法廷意見は、特別の事情がない限り、被告人自身が迅速な裁判を望んでいないことが明らかな場合に、権利侵害を認めることはできないと述べて、本件において迅速裁判条項違反の主張は認められないとの結論を示した。

3 同意意見

本件では、上記の裁判官全員一致の法廷意見のほかに、White 裁判官の同意意見が存在する。同意意見では、被告人が積極的に権利を主張していれば、結論は異なっていたであろうとの指摘のほか、迅速裁判条項の保護利益との関係で、遅延の許容性判断のあり方が敷衍されている。

すなわち、迅速裁判条項の趣旨である(i)身体の自由の保護、及び(ii)精神的自由等の保護に関しては、刑事手続に必然的に伴うものとして、いずれについても一定程度の制約は許容される。しかし、遅延戦術を用いる被告人が少なくないとしても、それが重大な制約をもたらす虞は否定できないため、係属事件数が多すぎるというだけでは、長期にわたる遅延は許容されない。他方、刑事司法制度の人的資源等の限界といった一般的なものではなく、当該事案に固有の、公的にその必要性が認められる事情による場合、比較的長期にわたる遅延も許容される余地がある。そして、Marion 判決にあるように「迅速裁判条項が防ごうとしている害悪は、被告人の防御に対する潜在的又

め、無罪となったであろうと述べている。ただ、Manning の裁判が斯様に難航するとは予測し得なかったため、同人の無罪に賭けるとの被告人の判断も相応の理があるとしている。Id. at 535 n. 39.

(52) Id. at 535, 536 n. 40.

(53) Id. at 536.

は現実の不利益とはかけ離れたものである」から、(i)及び(ii)の制約に照らしても、当該事案に固有の事情によって遅延が正当化される場合にはじめて、(iii)に関する不利益を加味し、その許容性が最終的に判断される⁽⁵⁴⁾、として、不利益の考慮の仕方について比較的詳細に述べている。

4 小 括

対象範囲をめぐる論争に終止符を打った Marion 判決に続いて、同じ1971年開廷期に今度は、条項違反の判断基準が明らかにされた⁽⁵⁵⁾。連邦最高裁判所は、裁判官全員一致の意見として、条項違反の有無については、訴追側と被告人側双方の事情を考慮した、比較衡量によって判断すべきであるとの立場にたつことを明らかにし、具体的には、「①遅延の程度」、「②遅延の理由」、「③被告人の権利主張の有無及び態様」、「④被告人の蒙った不利益」という4つの要素を総合的に考慮すべきであるとした。

1905年の Beavers 判決に端を発する判例法理の展開が、その初期において非常に遅々としたものであったことからすると⁽⁵⁶⁾、州への適用が認められた1967年の Klopfer 判決から僅か4年のうちに、対象となる手続の範囲と、条項違反の判断基準——いずれも Dickey 判決において、Brennan 裁判官が特に重要な論点と位置付けたもの——について、連邦最高裁判所の立場が明確にされたのは驚くべきことであり、迅速裁判条項の判例法理の展開にとって、この1971年開廷期はまさに画期的である。

(54) *Id.* at 537-538 (citing *United States v. Marion*, 404 U.S. at 320).

(55) また、1963年に発生した州の事案に対し、迅速裁判条項に関する判断が示されているため、Barker 判決によって、Klopfer 判決は遡及適用可能であることが確認されたことになる。Recent Development, *Constitutional Law — Sixth Amendment — Right to a Speedy Trial — A Balancing Test*, 58 CORNELL L. REV. 399, 410 (1973).

(56) 迅速な裁判を受ける権利は相対的であるという Beavers 判決の判示が、その保護のために特段の措置を講ずる必要性がないことを司法的に承認し、その後の判例法理を阻害する原因になったとの批判がある。そして、この論者は、Barker 判決も、これに倣って、日数又は月数というかたちで「迅速な裁判」というものを定量化することはできないとしているが、不利益の存在が推認される程度の「長過ぎる遅延」を定量化することは可能ではないか、と指摘している。Kevin J. Caplis, *Speedy Trial Guarantee; Criteria and Confusion in Interpreting its Violation*, 22 DEPAUL L. REV. 839, 845 (1973).

Barker 判決において示された上記の比較衡量という判断手法は、今日、迅速裁判条項違反の判断として揺るぎないものとなっている⁽⁵⁷⁾。だが、本稿の問題意識からすると、この判決については特に、「④被告人の蒙った不利益」という要素に関する説示が注目される。そこでは、(iii)防御権の保護は、条項の独立の目的とされるだけでなく、最も重要なものとして位置付けられている。本件の法廷意見を執筆した Powell 裁判官が、Marion 判決には関与していないという事情があるとしても⁽⁵⁸⁾、条項の趣旨について、両判決の志向はあまりにも異なっている。これに関して、Marion 判決の法廷意見を執筆し、本件において同意意見を表した White 裁判官は、同判決の条項の趣旨に係る判示を引用し、(iii)の不利益は副次的に考慮されるべきである旨説示し、両判決の整合性を維持しようと試みている。しかし、本件法廷意見が示した条項の趣旨に対する見解は、その論旨の基調を為していると解されるため、この試みは奏功しているとは言い難い。そして、現に Marion 判決と Barker 判決における条項の趣旨に対する見解の差異は、その後の事案において連邦最高裁判所を二分する論争を招くことになる。が、それをみる前に、本稿で取り上げた範囲において、対象となる手続の範囲及び条項違反の判断基準に関する議論を整理、検討しておくことにしたい。

Ⅲ 検 討

1 条項の趣旨の捉え方と、対象となる手続の範囲に関する議論

前稿で示したとおり、迅速裁判条項の趣旨とされる(i)身体の自由の保護、(ii)精神的自由等の保護、(iii)防御権の保護の関係を如何に捉えるのかについては、

(57) 迅速裁判条項に関する連邦最高裁判所の近時の判断においても、この判断基準が用いられている。See e.g., *Vermont v. Brillon*, 129 S. Ct. 1283 (2009) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学44巻1号160頁以下〔原田和往〕(2010)〕。

(58) 前注(9)参照。なお、その冒頭で示された現状認識は、Dickey 判決の Brennan 裁判官のものと同じである。Marion 判決の引用はあるものの、条項の対象範囲という論点が解決された点については言及がない。

従前から争いがあった。具体的には、もっぱら、逮捕又は起訴等の正式な訴追手続が開始された後の段階において、その制約乃至侵害が懸念される(i)及び(ii)を中心に据える立場と、刑事手続の如何なる段階でも制約等が懸念される(iii)を独立の目的と捉える立場との争いである。前者の場合、その対象については、(i)(ii)に対する制約等の虞が認められる逮捕又は起訴以降に限定することも許されることになる(以下、この立場を「限定肯定説」とする場合がある)。これに対し、(iii)を独立の目的とみる場合、遅延による防御上の不利益について、正式な訴追手続の開始前後で、治癒の可否が変わることはないのであるから⁽⁵⁹⁾、斯かる限定を付すべきではないこととなる(以下、この立場を「限定否定説」とする場合がある)。

Marion 判決当時の裁判例の中には、被告人の防御に対する不利益の防止という観点から、正式な訴追手続開始前の遅延に法的対応を試みるものもみられた⁽⁶⁰⁾。しかし、これらは、迅速裁判条項を直接のあるいは唯一の根拠とするものばかりではなく、また、薬物事件に対する潜入捜査という特定の事例に関するものが少なくないという事情があり、限定否定説に与するのは少数にとどまっていた。限定肯定説が当時の判例の大勢を占めていたことに加え、迅速裁判条項の州への適用が肯定され早急に条項違反に関する判断指針を明らかにすることが求められていたことに鑑みれば、Marion 判決で連邦最高裁判所が限定肯定説に沿う立場にたったのももっともではある⁽⁶¹⁾。

しかし、長年の論争に終止符を打つものにしては、同判決はあまりに論拠に乏しく、Dickey 判決における Brennan 裁判官の指摘に應えることなく、

(59) ALFRED GARCIA, THE SIXTH AMENDMENT IN MODERN AMERICAN JURISPRUDENCE: A CRITICAL PERSPECTIVE 163 (1992)。

(60) Marion 判決において、反対意見がその判示を引用しているが、特に、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所において、Wright 裁判官が積極的に、訴追前の遅延に対する懸念を表明していた。原田・前掲注(1)26頁注(50)参照(なお、同注(50)の Ross 判決に関する記述において、「同裁判官」とあるのは、「同裁判所」の誤りである。Ross 判決には、Wright 裁判官は関与していない)。

(61) 訴追前の遅延へ対応に関して、次の文献が当時の状況を簡潔にまとめている。Joan G. Brannon, *Criminal Procedure — The Potential Defendant's Right to a Speedy Trial*, 48 N.C.L. REV. 121 (1969)。

徒に条項の射程を制限したにすぎないとの批判もみられる⁽⁶²⁾。例えば、修正6条の「accused」という文言に関しては、同条の保障する他の権利に関する判断との整合性という問題を克服できてはいない。また、訴追前の遅延による防御上の不利益につき、出訴期限制度による一般的対応があげられているが⁽⁶³⁾、死刑対象犯罪が例外とされるなど同制度には対象の点で一定の制約があり⁽⁶⁴⁾、また、その期間の長短等が立法府の意思に左右されるという批判にも応えてはいない。この前年の Dickey 判決において、捜査記録の消失、証人の死亡等を認定し、被告人に対する重大な不利益があると判示していることも併せて考えれば⁽⁶⁵⁾、(iii)防御権の保護を条項の趣旨から切り離そうとする Marion 判決の解釈には、牽強付会の感があることは否めない。

Marion 判決に対する上記の批判は主にアメリカ法固有の事情によるものではあるが⁽⁶⁶⁾、他方、我が国の憲法37条1項の趣旨は、高田事件判決において、「防御権の行使〔への〕弊害」等の発生の防止にあるとされている。そして、この類の弊害防止の重要性は、その後の判例においても——その修正の

(62) See, e.g., GARCIA *supra* note 59 at 162; Ralph F. Dublikar, *The Right to a Speedy Trial: Ohio Follows the Trend*, 43 U. CIN. L. REV. 610, 616 (1974). Brennan 裁判官の指摘については、原田・前掲注(1)25頁以下参照。

(63) なお、法廷意見は、制定当時の歴史的資料について傍証にすぎないとして重視していないが、出訴期限制度が法制化されたのは修正6条の制定から1年後の1790年のことであるから、その制定経緯からすると、修正6条の起草者が、迅速裁判条項と出訴期限制度との役割分担を企図していたとみることも困難である。Kevin J. Caplis, *Speedy Trial Guarantee: Criteria and Confusion in Interpreting its Violation*, 22 DEPAUL L. REV. 839, 863 (1973).

(64) なお、修正6条は死刑対象犯罪かどうかの区別を用いていないため、出訴期限の定めがない謀殺罪等の死刑対象犯罪の場合のみ、限定否定説によるという立場は、文理解釈としては一貫性を欠いている。

(65) 詳しくは、原田・前掲注(1)22頁以下参照。

(66) もちろん、我が国においても、被疑者の国選弁護制度が憲法上の要請かどうかをめぐる議論に示されているように、憲法37条1項が「被告人」の権利として規定されている点を軽視することはできない。この問題に関する議論状況については、岡田悦典『被疑者弁護権の研究』310頁以下（日本評論社、2001）参照。例えば、三井誠『刑事手続法(1)〔新版〕』151頁（有斐閣、1997）、田口守一『刑事訴訟法〔第6版〕』141頁（弘文堂、2012）は、被疑者国選弁護の重要性は認めつつも、憲法上の要請とみることは困難であるとの立場にたっている。なお、最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁は、刑訴法39条3項の規定の合憲性が問題になった際に、「憲法37条3項は……公訴提起後の被告人

必要性が指摘されるほどに——堅持されている⁽⁶⁷⁾。それゆえ、当然のことではあるが、憲法37条1項が、修正6条の迅速裁判条項に由来するものであるとしても、趣旨の捉え方が大きく異なる以上、Marion 判決に倣って、その対象範囲につき限定肯定説を採用すべきである、ということにはならない。

寧ろ、憲法37条1項の迅速な裁判を受ける権利の保障が公訴提起前の段階に及ぶか等を検討するにあたっては、正式な訴追手続が開始されていない段階では、捜査・訴追機関が一方的に行動し得る場合が多いにもかかわらず、これを対象から外している点、並びに、迅速な裁判を受ける権利の始期を、その実施時期の判断が捜査・訴追機関に委ねられている逮捕又は正式起訴等にかからしめる点を批判している結論同意意見が参考になろう。特に、前者に関しては、我が国の捜査構造論において、主に弾劾的捜査観に対する批判としてではあるが、被疑者特定前の段階での捜査の密行性及び一方性という性質が強く指摘されていることに鑑みれば⁽⁶⁸⁾、看過し得ないものである。

但し、Marion 判決は、訴追前の遅延への法的対応の必要性を否定するものではなく、また、出訴期限制度による一般的対応に尽きるとするものではない⁽⁶⁹⁾。そこでは、修正5条の適正手続条項による更なる対応の必要性が指摘

に関する規定であって、これが公訴提起前の被疑者についても適用されるものと解する余地はない」と判示している。

(67) 飯田喜信「迅速裁判と訴訟促進——裁判の立場から」三井誠ほか編『新刑事手続Ⅱ』288頁（三省堂、2002）。問題となる不利益を訴訟上乃至防御上のものに限定する判例の傾向に対し、有形無形の社会的不利益からの保護の方が、寧ろ迅速な裁判を受ける権利の本来的な内容である、と批判する。

(68) これに関する議論の状況については、松田岳士『刑事手続の基本問題』（成文堂、2010）133頁以下及び所掲の文献等参照。

(69) 時の経過を基準とした画一的対応で充分かどうかという問題については、我が国では、例えば、「公訴提起の遅延は公訴時効制度によつても防止することができ、それ自体極めて有効・強力な制度的保障であるけれども、公訴時効は法定期間の経過により、画一的に公訴権を消滅させるものであつて、いわば最少限の遅延防止を形式的に保障するに止まり、公訴提起の遅延を実質的に防止するためには、なお不十分な制度であるといわざるを得ない。」とする熊本地判昭和54年3月22日判例時報931号6頁が、Marion 判決の法廷意見と基本的立場を同じくするものといえる。しかし、熊本地判は、憲法37条1項に規定する迅速な裁判を受ける権利の保障には、長期間のうちに証拠が散逸することによって受ける不利益を防止することも含まれており、これは起訴前の迅速な捜査と迅速な起訴とによつてもたらされる、としており、迅速裁判条項の趣旨及び対象範囲の点で、

されており⁽⁷⁰⁾、その違反の有無の判断にあたって、公正な裁判を受ける権利の侵害の程度と、不正な意図等の訴追側の主観的帰責事由を考慮すべきことが示唆されている。これに関して、その具体的な基準次第では、根拠となる規定は異なるものの、正式な訴追手続が開始される前の遅延に対して、事実上、限定否定説による場合と同様の対応が可能となる⁽⁷¹⁾。他方、限定否定説の立場から、条項の対象範囲について、例えば、「逮捕又は起訴のための十分な証拠が揃った時点以降」と解釈するとしても、証明責任の所在等その具体的な判断の仕組みを詰める必要がある。そして、その検討にあたっては、—— 例えば、より早期の起訴が可能であったことを証明する際に、問題となる時点以降の捜査における捜査・訴追機関の意図を考慮すべきか等 —— 適正手続条項による対応に関する議論から有益な示唆を得ることができるであろう⁽⁷²⁾。そのため、以降の検討においては、Marion 判決の系譜に属する

Marion 判決の法廷意見とは異なる立場にたっている。

これに対し、福岡高判昭和57年9月6日判例時報1059号17頁は、「犯罪行為が終わったときから公訴提起に至るまでの間における被疑者の受くべき一般的不利益については、既に公訴時効制度によりこれを償っている。したがって、所論の迅速裁判条項の精神を被告人たる以前の段階に推及するとしても、それは当該被疑者に対し逮捕その他の強制捜査が開始された後に限らるべきであつて、無制限に是認すべき理由は存しない。」として、Marion 判決の法廷意見と同様に、迅速裁判条項の保障範囲を限定的に解釈している。しかし、福岡高判は、上記の熊本地判と同様に、被告人の防御権の保護を迅速裁判の保障の目的に含めている点だけでなく、被疑者が防御権の行使につき不利益を蒙るのも強制捜査が開始されたときからであるとして、公訴時効制度以外の対応の必要性を認めない点でも、Marion 判決の法廷意見と異なっている。

- (70) ちなみに、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所の Nickens 判決において、正式な訴追手続が開始される前の遅延が適正手続条項に違反する場合があるとの判断が示されていた。Nickens v. United States, 323 F. 2d 808 (1963). そして、同判決を執筆したのは、当時同裁判所に所属していた Burger 長官である。

これに対し、同判決の結論同意意見において、Wright 裁判官は迅速裁判条項による対応を主張しており、その一部は Marion 判決の結論同意意見が引用している。United States v. Marion, 404 U.S. at 331.

- (71) Marc I. Steinberg, *Maintaining a Proper Balance between the Interests of Society and the Rights of the Accused*, 4 UCLA-ALASKA L. REV. 242, 257 (1974).

- (72) これに関して、例えば、前記熊本地判は、前掲注69の判示に続けて、「また、公訴の提起については、検察官に極めて広い裁量権が認められているが、……証拠の収集が十分になされ犯人が判明し、容易に起訴できたにも拘らず、捜査官の怠慢あるいは一定の恣意的な目的等のために故意または重大な過失により何らの措置もとらず日時を徒過し、

適正手続条項に関する判例法理の展開を参照することが有益であると考えられる。その際、特に、訴追側の主観的帰責事由の位置付けを注視する必要がある。というのも、まず、Marion 判決の法廷意見の引用する Brady 判決においては、検察官が善意で証拠を開示しないことも公正な裁判の否定になり得ることが認められており、そこでは、検察官の意図的な不正行為の規律という先例の視点からの転換が図られている、との指摘がある⁽⁷³⁾。また、Marion 判決において、適正手続条項は、出訴期制度による保護を補完するものとして位置付けられているが、同制度においては、もっぱら時の経過が基準となっており、検察官の意図如何は考慮されない。それゆえ、適正手続条項違反の判断において、訴追側の主観的帰責事由に対し、どのような理論的根拠により、何なる意義が与えられるのかが問題となる。

2 条項の趣旨の捉え方と、条項違反の判断基準のあり方

既にみたとおり、Marion 判決と Barker 判決とは、(iii)防御権の保護の位置付けに関して、条項の趣旨の理解を著しく異にしており、これに対しては、直後から批判が加えられている⁽⁷⁴⁾。これに関して、迅速裁判条項の対象という論点においては、前述のとおり、その趣旨として、(i)身体の自由の保護、(ii)精神的自由等の保護、(iii)防御権の保護の関係を如何に捉えるかは、その制約等が懸念される時期に関わってくるため、結論を左右する重要な争点とな

著しく遅延して起訴したような場合などには、公訴提起の禁止に触れる場合もあり得るといわねばならない。」として、捜査・訴追機関側の主観的事情に言及している。

この他、起訴・不起訴の判断の事後的検証に関する議論としては、別件逮捕・勾留に関するものであるが、「より早期の起訴決定」を問題にしている点で、川出敏裕ほか「論争・刑事訴訟法第14回 対談 別件逮捕・勾留」法セミ576号102頁(2002)、105頁以下等も参考になる。

(73) 酒巻・前掲注20191頁以下、渥美・前掲注2017頁以下、伊藤・前掲注20269頁以下参照。また、三明翔「憲法上要求される証拠開示の限界(1)」比較法雑誌44巻2号307頁以下(2010)参照。

(74) See, e.g., *The Supreme Court, 1971 Term*, 86 HARV. L. REV. 1, 169-71 (1972); Note, *The Right to Speedy Trial*, 40 TENN. L. REV. 104 (1972). See also GARCIA *supra* note 59 at 158.

る。そのため、Marion 判決の条項の趣旨に係る判示は、その結論と、理論的に密接に関連するものといえる。これに対し、条項違反の判断基準は、その具体的な内容が、条項の趣旨から演繹的に導かれるのではなく、趣旨の捉え方によって——「被告人の蒙った不利益」という要素以外に——如何なる事情を考慮すべきか等が一義的に定まるわけでもない。現に、Barker 判決において、比較衡量という判断手法は、既存の手法に対する批判的検討の結果、採用されるに至ったものであり、条項の趣旨は、直接的には、「④被告人の蒙った不利益」という一要素と関連するにとどまっている。それゆえ、White 裁判官の同意意見に示されているように、Marion 判決に従い条項の趣旨について(i)及び(ii)を中心に据えたとしても、(iii)は(i)(ii)に付随する限度で達成される副次的な目的と位置付ければ、Marion 判決に Barker 判決を引きつけるかたちで、両判決の整合性を維持することができるようにも思われる。

仮に、この同意意見が正鵠を射ているならば、Marion 判決における条項の趣旨に関する説示は、前述したような、喫緊の問題を解決するための便宜的な措置ではなく、寧ろ、Barker 判決が考慮要素の説示に際し誇張表現を用いている、ということになる。そうすると、公訴提起前の時の経過による防御上の不利益に対して、法的に如何に対応するかという問題意識から、憲法37条1項の適用範囲を検討する場合には、これ以降の迅速裁判条項の判例法理の展開を追ったとしても、有益な比較法的知見が得られる見込みは乏しいということになる。しかし、(iii)が条項の趣旨の中心であるという判示は、Barker 判決の基調を為していると考えられる。

まず、条項の趣旨に直接関連する判示箇所をみてみよう。法廷意見は、「④被告人の蒙った不利益」という要素について、条項の趣旨の観点から考慮される必要があるとした上で、(iii)が最も重要であると述べている。そして、あてはめにおいて、(i)との関係で、約10ヶ月の身柄拘束が、(ii)との関係では、保釈後4年以上にわたる不安定な状態がそれぞれ評価の対象になるとしながら、本件の遅延による不利益は最小限に収まっている、と結論付けている。

(iii)との関係で不利益を認定しなかった点を措くとしても⁽⁷⁵⁾、例えば、保釈中の被告人について遅延による不利益を認めた Klopfer 判決で示されたような詳細な吟味は行われておらず⁽⁷⁶⁾、斯かる評価の態様は、(i)(ii)を条項の趣旨の中心と捉える Marion 判決——特に、条項の対象に逮捕の時点を含めることができるとする判示箇所——に沿うものとは到底いえない⁽⁷⁷⁾。また、被告人が遅延を容認する態度を示していたという事情があるとしても、公判が開かれる予定がないまま、身柄を拘束された状態であることについてまで容認していたとはいえないため、Marion 判決の立場からすれば、約10ヶ月の公判前の身柄拘束は、少なくとも、「最小限」よりも重く評価されるべきであったといえる。

上記の条項の趣旨に直接言及している部分だけでなく、迅速な裁判を受け

(75) これについては、例えば、「①遅延の程度」という要素に関して、不利益の存在が推認される程度を要求するのであれば、「④被告人の蒙った不利益」の要素の吟味において、まず、訴追側が不利益の不存在を証明するという仕組みにすべきであったとの批判がある。H. Richard Uviller, *Barker v. Wingo : Speedy Trial Gets a Fast Shuffle*, 72 COLUM. L. REV. 1377, 1392 (1972) (なお、Barker 判決に対する Uviller 教授の批判については、時武・前掲注(7)187頁以下が詳細である)。これに関して、当時の下級裁判所において、条項違反の判断の際に、「①遅延の程度」が考慮されることもあったが、それは、せいぜい、「無視するにはあまりにも長過ぎる」、「重視するにはあまりに短すぎる」といった直観的判断を表現する手段にすぎず、単独では殆ど意味のないものであった、との指摘もある。Godbold *supra* note 2 at 276; *The Impact supra* note 2 at 357.

なお、天野武一裁判官が反対意見で「早計に失する」と批判しているが、高田事件判決判決では、遅延による不利益について、「被告人側に有利な証拠で利用できなくなったものもあるのではないかと危惧される」等として、実害の発生を推認するという判断が行われている。

(76) 詳しくは、原田・前掲注(1)14頁以下参照。他方で、法廷意見は、社会的利益の保護に関する説示において、近隣の住民にとって、凶悪な犯罪を犯したとして訴追された Barker が保釈金により身体を拘束されることの無いまま、約4年以上経過していたという事実も、愉快なものではないであろうと述べている。Barker v. Wingo, 407 U.S. at 519-520.

(77) See e.g., GARCIA *supra* note 59 at 158; *The Supreme Court, 1971 Term supra* note 74 at 169. See also Case Note, 40 TENN. L. REV. 104, 105 (1972).

なお、Barker 判決が、(i)について約10ヶ月、(ii)について4年以上の制約を最小限と評価したために、(i)(ii)に関する不利益を理由として条項違反が認められる余地は殆どなくなった、との批判がある。David Stewart Rudstein, *The Right to a Speedy Trial : Barker v. Wingo in the Lower Courts*, 1975 U. ILL. L.F. 11, 48 (1975).

る権利の特異性に関する説示からも⁽⁷⁸⁾、(iii)防御権の保護を中心に据える解釈が Barker 判決の基底にあることが窺われる。具体的には、権利の曖昧さの指摘に関連して、救済措置が手続打切りに限定されると付言している箇所である。これについて、迅速裁判条項の目的が、(i)身体の自由の保護、及び(ii)精神的自由等の保護にあるとするならば、救済措置が手続打切りに限定されることはないはずである⁽⁷⁹⁾。確かに、(i)(ii)(iii)には——例えば、長期の身柄拘束によって、証拠収集が制限され、防御上の不利益が生ずる等——一定の関連性が認められる。しかし、その制約乃至侵害を別個に観念し得る程度には互いに独立している。また、(i)(ii)に関する不利益の場合、刑事手続に必然的に伴うものともいえるため、受任すべき限度を超えたか否かの判断は困難ではあるが、その存否の証明自体は比較的容易である⁽⁸⁰⁾。そのため、例えば、(i)については、未決通算のようなかたちで対応する、とするなど、侵害された利益に応じて救済措置を講ずることができないわけではない。

なお、これに関して、法廷意見が、救済措置を手続打切りに限定した点は、Barker 判決の結論に大きな影響を与えたとの指摘もある⁽⁸¹⁾。すなわち、被告人 Barker は、共犯者の無罪に賭けて異議を申し立てなかった結果、賭けに負けて、その証言によって凶悪且つ重大な犯罪で有罪とされた者である。そのため、たとえ、「①遅延の程度」、「②遅延の理由」の要素について斟酌す

(78) なお、これに対しては、社会的利益の保護が迅速裁判条項の目的に含まれるとの判示部分を中心に、様々な批判が向けられている。例えば、法廷意見が摘示している社会的利益は、被告人の権利放棄を制約する事由にはなるとしても、比較衡量において、「迅速な裁判を受ける被告人の権利」に対立するような、「迅速な裁判に係る社会的利益」ではない。この判示は、「裁判の遅延に係る被告人の利益」を念頭においたものであり、法廷意見は、被告人が遅延の恩恵を享受するという誤った想定に基づいているのではないかと等の批判がある。Uviller *supra* note 75 at 1378.

(79) Allen P. Rubine, Note, *Speedy Trial Schemes and Criminal Justice Delay*, 57 CORNELL L. REV. 794, 811 (1972). See also Kermit L. Dunahoo & Raymond W. Sullins, *Speedy Justice*, 22 DRAKE L. REV. 266, 289 (1973).

(80) Godbold *supra* note 2 at 283. See also J. Michael Myers, *Devitalization of the Right to a Speedy Trial: The "Per Case" Method v. The "Per Se" Theory*, 5 ST. MARY'S L.J. 106, 108 (1973).

(81) GARCIA *supra* note 59 at 168.

べき事情があるとしても、手続打ち切りで放免とするのは躊躇われるのであって、他に救済措置がない限り、条項違反との認定が非常に困難な事例であった、というのである⁽⁸²⁾。

こうした指摘に鑑みれば、救済措置はその侵害された利益に応じて設けることが可能であるだけでなく、そうすべきであるとさえいえる⁽⁸³⁾。また、当時の判例法理からして、Marion 判決に従って、(i)(ii)の不利益に対して相応の評価を示し、条項違反を認定した上で、その不利益の実質に応じた手続打ち切り以外の救済措置を認める途が閉ざされていたわけではない。にもかかわらず、法廷意見が、遺憾の意を示しながらも、手続打ち切りしかないとするのは、(iii)防御権の保護が最も重要であるという判示が、単なる修辭ではないことの証といえる。法廷意見自体、「被告人が充分な防御活動をできない場合には、司法制度全体の公正さが損なわれる」と述べているように⁽⁸⁴⁾、(iii)に対する制約乃至侵害は、当事者主義による事実認定過程の信頼性及び廉潔性等を不可逆的に損なうものである。そのため、これに対する侵害を念頭に置くならば、手続打ち切りしかないとも考えられるからである⁽⁸⁵⁾。以上を踏まえれば、条項

(82) Uviller *supra* note 75 at 1400. また、時武・前掲注75203頁も、「純然たる理論上の問題のほかに、具体的事件について既に有罪判決がなされているという事実をふまえなければならぬという困難性がある」として、「パーカー事件に関していえば、老夫婦を殴打して殺害せしめたという残忍な行為につき充分な証拠に基づいてすでに有罪（無期懲役）を言い渡されているという事情である。」と述べている。

なお、迅速裁判条項違反は、第1審で有罪とされた者によって、上訴審において主張される場合が多いため、(iii)に対する侵害が認められれば、その罪責認定過程自体の信頼性及び廉潔性が損なわれるため、手続打ち切りが要請されるのもやむを得ないのに対し、不利益が(i)(ii)に関する場合には、訴追には確たる根拠があり、不利益を蒙っていたのは無辜の者ではないことが確証されたのであるから、手続を打ち切る必要はなく、未決通算等に対応すれば足りる、とする傾向が当時の裁判例にみられる、との指摘もある。

Godbold *supra* note 2 at 284.

(83) Rubine *supra* note 79 at 811; Lawrence J. Sandell, *Speedy Trial — The Search for Workable Criteria*, 3 N. KY. ST. L.F. 42, 69 (1976).

(84) なお、高田事件判決においても、「被告人の防禦権の行使に種々の障害を生ずることをまぬがれず、ひいては、刑事司法の理念である、事案の真相を明らかにし、罪なき者を罰せず、罪あるものを逸せず、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという目的を達することができないことともなる」として、防御上の不利益が、事実認定過程に影響することが認められている。最判昭和47年12月20日刑集26巻10号631頁。

(85) (i)(ii)も、無辜と推定される者に対して科すべきではない不利益といえるが、罪責認定

違反に対する救済措置に関する Barker 判決の説示は、(iii)を条項の趣旨と捉える見解を確たる基盤とするものといえるであろう⁽⁸⁶⁾。

このように、(iii)防御権の保護は、Marion 判決において、適正手続条項の問題とされたが、直後の Barker 判決によって、—— 条項の対象範囲を限定的に捉えるという立場は維持されたまま —— 再度、迅速裁判条項の趣旨に組み込まれ、且つ、最も重要なものとして位置付けられることとなった⁽⁸⁷⁾。そのため、迅速裁判条項の判例法理には、以降、Marion 判決を起点とするものと、Barker 判決を起点とするものと、2つが混在することになる。そして、この2つの相容れない起点の存在は、1992年の Doggett 判決で白日の下に晒されることになる⁽⁸⁸⁾。5対4の僅差となった同判決の反対意見で、Thomas 裁判官は、「我々は、先例の2つの対立する流れに直面する。ひとつは、『時の経過が被告人の防御に不利益を与える可能性を制限する』ことが迅速裁判

過程に影響を及ぼしうる点で(iii)が最も重要であるとの指摘がある。Godbold *supra* note 2 at 270.

(86) 勿論、上記とは全く異なる観点から、Barker 判決は、Marion 判決を不可欠の前提としており、両判決は軌を一つにしているとみることもし得る。すなわち、その論拠が十分とはいえないにせよ、Marion 判決で条項の対象範囲をめぐる議論は決着をみた。そのため、Barker 判決において(iii)防御権の保護を如何に強調したとしても、—— その理論的な正当性はともかく —— 判例法理としては、その射程が、正式な訴追手続開始前の事案に及ぶことはない。そして、いずれの判決においても、条項の趣旨に関する説示は、条項違反との結論を大いに妨げる役割を果たしており、実際、いずれにおいても、連邦最高裁判所は、結論としては、迅速裁判条項違反を認定してはいないのである。このように、両判決については、条項違反の認定に対する消極的な態度という共通点を見いだすこともできる。

これに関して、当時の裁判例からは、裁判所の多くが、迅速な裁判を受ける権利自体、又は権利侵害に対する措置が手続打ちりに限定されていることに憤慨しており、要求法理を採用し、また、遅延による防御上の不利益を重視し、その証明を必要条件と位置付けることによって、条項違反の主張を挫こうとしているように思われる、との指摘もある。Sandell *supra* note 83 at 50. See also Goldbold *supra* note 2 at 285; Search of Definition *supra* note 4 at 696.

(87) なお、亀井・前掲注(8)167頁は、「連邦最高裁はアメリカ合衆国憲法修正 6 条が定める迅速な裁判を受ける権利と公訴時効との関係を否定するが、それでもなお、公訴時効は、迅速な裁判を受ける権利と、共通の目的を有しているのである」としている。前者が、条項の対象範囲を制限した Marion 判決に由来し、後者が、防御権の保護を重視する Barker 判決に由来するものといえる。

(88) Doggett v. United States, 505 U.S. 647 (1992).

条項の独立且つ基本的な目標であるとする Barker 判決と、これを迅速裁判条項とは関わりのないものとする Marion 判決, MacDonald 判決, Loud Hawk 判決である」と述べ、同裁判官からすれば、異端にすぎない Barker 判決に従った法廷意見を厳しく批判している。Doggett 判決は、憲法37条1項の適用範囲に関する検討にとって示唆に富む判断であるが、本稿ではその対立の原点を探求、分析した。連邦最高裁判所の判例のうちに、上記の対立が存在することを意識しながら、Barker 判決以降の迅速裁判条項の判例法理の展開について、Marion 判決の系譜に属する適正手続条項に関するものと併せて、機会をあらためて検討することにしたい。

結びに代えて

本稿では、迅速裁判条項に関する連邦最高裁判所の判例のうち、1971年開廷期に示された2つを取り上げた。これらは、Dickey 判決において、Brennan 裁判官が、特に重要なものとして摘示した、対象となる手続の範囲と、条項違反の有無の判断基準という論点について、連邦最高裁判所としての立場を明らかにしたものである。両判決は、現時点においても、それぞれの論点において確立した先例となっているが、本稿では条項の趣旨に関する議論を中心に検討を加えた。

Marion 判決は、条項の対象について、逮捕又は起訴等により正式な訴追手続が開始された後に限定する解釈を示すにあたって、条項の趣旨について、(iii)防御権の保護は主たる目的ではないと説示した。これに対し、迅速裁判条項違反に関する判断基準を定立した Barker 判決では、その条項の趣旨に関する説示において、防御権の保護の重要性が端的に宣言されている。

両判決の趣旨に関する判示は、明らかに相容れないものである。そのため、条項の趣旨に関して、いずれの判決で示されたものが、連邦最高裁判所の立場であるのかが問題となる。本稿においては、Marion 判決の当該判示は、論点を解決するために示された便宜的なものではあるが、先例として確立して

いる同判決の結論と密接に関連しており、他方で、Barker 判決の当該判示も、そこで示された条項違反の判断基準の基調を為しており、それぞれが以降の判例法理の展開の起点となり得る重要性を有していることを示した。しかし、如何に重要であるとしても、両者が相容れないことには変わりはなく、実際、1992年の Doggett 判決において、連邦最高裁判所は、これらの判決を起点とする判例法理の2つの潮流に対峙することになる。これに関しては、稿をあらためて検討することとしたい。

* 本稿は、科研費（23730067）の研究成果の一部である。

【お詫びと訂正】 岡山大学法学会雑誌61巻3号1頁以下（2012）掲載の拙稿「迅速裁判条項に関する判例法理の初期展開」に、下記の訂正がございます。お詫びの上、訂正致します。

該当箇所	誤	正
20頁上から1行目	<u>Ⅲ</u> 判断枠組み…	<u>2</u> 判断枠組み…
20頁上から2行目	<u>1</u> 事案の概要	<u>(1)</u> 事案の概要
22頁上から1行目	<u>2</u> Burger 長官執筆の…	<u>(2)</u> Burger 長官執筆の…
23頁上から8行目	<u>3</u> Brennan 裁判官の…	<u>(3)</u> Brennan 裁判官の…
23頁上から9行目	<u>(1)</u> 同意意見の目的	<u>1)</u> 同意意見の目的
25頁上から9行目	<u>(2)</u> 迅速裁判条項の…	<u>2)</u> 迅速裁判条項の…
28頁上から4行目	<u>(3)</u> 判断の基準	<u>3)</u> 判断の基準
28頁上から5行目	<u>1)</u> 考慮されるべき要素	<u>(a)</u> 考慮されるべき要素
29頁上から1行目	<u>2)</u> 「①遅延の原因」…	<u>(b)</u> 「①遅延の原因」…
30頁上から8行目	<u>3)</u> 「②遅延の理由」…	<u>(c)</u> 「②遅延の理由」…